

承認された治療法の情報公開文書

【医療の内容】	カリウム製剤の用法外使用による重度低カリウム血症の補正
【医薬品の名称】	KCL 注 20mEq キット
【承認者】	KKR 高松病院 病院長 (倫理委員会 2025 年 2 月 12 日承認)
【実施対象者】	当院で治療を受ける重症の低カリウム血症を呈した患者様
【対象期間】	承認後から永続的に使用（必要に応じて見直しを行う）
【目的・意義】	<p>低カリウム血症に対する治療において、重症の場合や内服が困難な場合に、注射用カリウム製剤が使用されます。添付文書上、注射用カリウム製剤は、40mEq/L 以下に希釈し 20mEq/hr を超えない速度で投与し、1 日投与量が 100mEq を超えないことと規定されています。しかし、臨床現場においては輸液量を制限する必要がある場合や、急速な補正が必要な場合に高濃度で使用する場合があります。一方高濃度カリウム注射液を使用し補正することで、予想より血清カリウム値が上昇することがあり、その場合、不整脈や心停止を来す恐れがあります。そこで、当院では適正に高濃度カリウム注射液の投与を行うよう以下に規定を定めています。</p> <p>【規定】</p> <ol style="list-style-type: none">高濃度カリウム注射液の使用濃度は、500mEq/L 以下とします。投与はポンプを用い中心静脈ラインから行います。

	<ol style="list-style-type: none">3. 実施場所は、HCU、救急室のみとします。4. 投与速度は 20mEq/hr 以下（糖尿病性ケトアシドーシスのみ 40mEq/hr 以下）を守り、急速な投与は行いません。5. 状況により一日量の上限を超過し使用する場合があります。6. 患者様には必ず心電図モニターを装着し、頻回に血清カリウム値を確認します。また、異常が発見された場合は速やかに減量または中止をします。7. 低カリウム血症が改善され次第、高濃度カリウム注射液の使用は終了し、添付文書で定められた使用方法へ移行します。
【撤回の自由】	<p>この診療行為へのご協力は、患者様ご自身の自由意思に基づくものです。この診療行為を希望されない場合、患者様の救命に影響を及ぼす可能性がありますが、定められた範囲内で治療を行います。ご不明な点やご心配な点などございましたら、遠慮なく下記の連絡先までお申し出ください。</p>